

# お知らせ

令和3年4月1日から、総合文化センター・まるやま交流館・社会体育施設の高齢者の減免年齢基準を引き上げるとともに、使用料減免割合を次のとおり拡充いたします。

施設名	対象	使用料減免割合
総合文化センター	障がい者	5割※（3割）
まるやま交流館	高齢者65歳以上※（60歳以上）	
社会体育施設 （住民体育館・住民グラウンド・テニスコート・トレーニングセンター・住民プール）	障がい者	10割 変更無し
	高齢者65歳以上※（60歳以上）	

※（ ）内は、令和3年3月31日使用分までの年齢基準・減免割合

障がい者・高齢者の減免適用を受ける場合は受付窓口にて、身分証明書（身体障害者手帳・運転免許証等、官公署が発行した証書）を提示してください。

「うじたわら高齢者学び応援パスポート事業」は令和3年3月31日で廃止します。（既にお持ちの高齢者学び応援パスポートは、引き続き上記身分証明書として使用していただけます。）

併せて高齢者の住民グラウンド等の早朝使用に係る対象年齢も「60歳以上」から「65歳以上」に引き上げます。

## お問い合わせ

宇治田原町教育委員会社会教育課

総合文化センターに関すること

まるやま交流館に関すること

社会体育施設に関すること

（総合文化センター） …電話 88-5851

（住民体育館） …電話 88-4567

